

○宍粟市福祉医療費助成条例施行規則

平成21年3月31日規則第13号

改正

平成22年3月3日規則第2号

平成22年3月19日規則第10号

平成23年6月29日規則第37号

宍粟市福祉医療費助成条例施行規則

宍粟市福祉医療費助成条例施行規則（平成17年宍粟市規則第56号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、宍粟市福祉医療費助成条例（平成17年宍粟市条例第92号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

（福祉医療費の支給申請）

第3条 条例第5条の規定による申請は、医療費支給申請書（様式第1号。以下「支給申請書」という。）に医療保険各法の給付の行われることを証する書類、当該医療に要した費用の額を証する書類その他市長が必要と認める書類を添えて行うものとする。

（特例による福祉医療費の支給手続き）

第4条 条例第6条に規定する支給方法により福祉医療費の支給を受けようとする者は、老人にあつては老人医療費受給者証交付（更新）申請書（様式第2号）を、重度障害者にあつては重度障害者医療費受給者証交付（更新）申請書（様式第3号）（以下これらを「交付・更新申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

（1）被保険者証又は組合員証

（2）重度障害者にあつては、その障害の程度を証する書類

（3）その他市長が必要と認める書類

3 市長は、第1項の申請により要件を満たしていると認めたときは、70歳以上の重度障害者を除き、老人には老人医療費受給者証（様式第4号）、重度障害者には重度障害者医療費受給者証（様式第5号）（以下これらを「受給者証」という。）を交付するものとする。

4 受給者証の有効期限は、毎年6月30日までとする。ただし、6月30日までに一定の年齢に到達することにより受給要件に該当しなくなる場合等においては、この限りでない。

5 受給者証の更新を受けようとする者は、当該受給者証の有効期限までに、交付・更新申請書に第2項に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

6 市長は、受給者証の交付を受けている者（以下「受給者」という。）について交付・更新申請書に記載すべき事項を公簿等により確認し、受給者証の更新をすることが適当と認めるときは、前項の規定にかかわらず更新をすることができる。

7 受給者は、受給者証の有効期間が満了したときは、速やかに当該受給者証を市長に返還しなければならない。

8 受給者は、受給者証を汚損又は紛失したときは、再交付申請書（様式第6号）を市長に提出して、その再交付を申請することができる。

9 前項の申請には、その汚損した受給者証を添えなければならない。

（受給者証の提示）

第5条 前条の規定により受給者証の交付を受けた者が、条例第6条に規定する特例による福祉医療費の支給を受けようとするときは、医療を受ける保険医療機関等に受給者証を提示しなければならない。

（資格変更の届出）

第6条 受給者は、次に掲げる事由が生じたときは、速やかに医療費受給資格変更届（様式第7号）により市長に届け出なければならない。

（1）氏名を変更したとき。

（2）宍粟市内において住所を変更したとき。

（3）加入している医療保険に変更を生じたとき。

（4）重度障害者にあつては、障害の状況に変更を生じたとき。

（資格喪失の届出）

第7条 受給者であった者が、受給者に該当しなくなったときは、速やかに医療費受給資格喪失届（様式第8号。以下「資格喪失届」という。）により、市長に届け出なければならない。ただし、老人が70歳に達する日の属する月の末日を経過する場合及び重度障害者が75歳に到達する場合は、この限りでない。

2 受給者が死亡したときは、戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定による死亡の届出義務者は、資格喪失届により、市長に届け出なければならない。

（受給者証の添付）

第8条 前2条の規定による届出には、受給者証を添えなければならない。

2 前項の場合において、受給者証を添えることができない場合は、その理由を記載した申立書を提出しなければならない。

（一部負担金の免除）

第9条 条例第3条第1項第5号の規定により同項第1号及び第2号に定める一部負担金（以下「一部負担金」という。）を免除することができる場合は、次の各号のいずれかの事由に該当し、一部負担金を支払うことが困難になったと市長が認めた場合とする。ただし、国民健康保険、退職者医療等で減免が行われている場合は、減免が行われている範囲において一部負担金の免除を行わないものとする。

（1）受給者の属する世帯の主たる生計維持者が、本人の意に反した失業（離職の前1年間に雇用保険法（昭和49年法律第116号）第14条に規定する被保険者期間が6か月以上あった者又はこれと同様の状況にあった者が、労働の意志及び能力を有するにもかかわらず職業に就け

ない状態をいう。) 、 廃業、休業その他これらに類する状態 (以下「失業等」という。) に
より、事由発生後 1 年間の推計合計所得の12分の 1 の額が、生活保護法による保護の基準 (昭
和38年厚生省告示第158号) に規定する別表第 1 第 1 章 1 (1) ア(ア)に規定する 1 級地- 1 の
居宅の基準生活費の第 1 類及び第 2 類の合計額で加算額を含まない額 (以下「基準生活費」
という。) の1.35倍以下に減少し、かつ、受給者の属する世帯が次の要件のすべてを満たす
とき。

ア 世帯全員に係る事由発生後 1 年間の収入の合計が一定額以下 (世帯員 1 人の場合、100万
円以下。世帯員が 1 人増えるごとに35万円を加算。ここにいう収入には、雇用保険給付、
障害年金、遺族年金等の非課税所得、仕送り等すべての収入を含む。) であること。

イ 条例別表に規定する所得制限要件を満たす所得額に相当する収入額と同等以上の現金、
預貯金を有していないこと。

(2) 震災、風水害、火災その他これらに類する災害 (以下「災害等」という。) により、受
給者及びその扶養義務者等が、住宅、宅地又はその他の財産について大規模半壊以上の損害
を受けたとき。

(3) 受給者の属する世帯の主たる生計維持者が、災害等により死亡したとき、又は重度障害
者となったとき。

(4) 受給者の属する世帯の主たる生計維持者について、災害等により、事由発生後 1 年間の
推計合計所得の12分の 1 の額が基準生活費の1.35倍以下に減少したとき。

(5) 受給者の属する世帯の主たる生計維持者について、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作
物の不作その他これらに類する事由により、事由発生後 1 年間の推計合計所得の12分の 1 の
額が基準生活費の1.35倍以下に減少したとき。

(6) 前 4 号に掲げる事由に類する事由があったとき。

2 一部負担金の免除を受けようとする者は、医療費一部負担金免除申請書 (様式第 9 号) を市
長に提出しなければならない。この場合において、市長は必要に応じ、当該申請者に対し、前
項各号に掲げる事由に該当することを明らかにすることができる書類の提出を求めることがで
きる。

3 市長は、前項の申請が第 1 項の規定に該当すると認めるときは、免除すべき事由の発生した
日の属する月の初日から 6 か月を限度に一部負担金を免除するものとする。なお、同一の事由
に基づく再度の免除は認められないものとする。

4 市長は、一部負担金の免除の決定を受けた者がその後の事情により免除に該当しなくなっ
たときは、将来に向かって免除の決定を取り消すものとする。

(支給制限の特例)

第10条 条例第 4 条ただし書の特別の理由により支給の対象とすることができるとき (以下「支
給制限の特例」という。) は、失業等により現年の推計所得が減少し、その推計所得が条例別
表に掲げる事項を満たすと認められるときとする。

2 支給制限の特例の認定を受けようとする者は、支給申請書又は交付・更新申請書にその旨を

記載しなければならない。この場合において、市長は必要に応じ、当該申請者に対し前項に該当することを明らかにすることができる書類の提出を求めることができる。

3 市長は、前項の申請が第1項の規定に該当すると認めるときは、福祉医療費を支給し、又は受給者証を交付するものとする。ただし、国民健康保険、退職者医療等で減免が行われている場合は、受給者証を交付せず、福祉医療費を支給するものとする。

4 前項の認定の期間は、失業等に該当する日の属する月の初日から6か月を超えない日までとする。なお、同一の事由に基づく再度の認定は、認められないものとする。

5 市長は、支給制限の特例の認定を受けた者がその後の事情により要件を満たさなくなったときは、将来に向かって認定を取り消すものとする。

(第三者の行為による被害の届出)

第11条 福祉医療費の支給理由が第三者の行為によって生じたものであるときは、福祉医療費の支給を受けようとする者は、第三者行為による傷病届(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

(補則)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成21年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、改正前の宍粟市福祉医療費助成条例施行規則によりなされた処分、手続その他の行為については、改正後の宍粟市福祉医療費助成条例施行規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成22年3月3日規則第2号)

(施行期日)

1 この規則は、平成22年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に発生した事由による一部負担金の免除については、改正後の宍粟市福祉医療費助成条例施行規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成22年3月19日規則第10号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年6月29日規則第37号)

この規則は、平成23年7月1日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

様式第2号(第4条関係)

様式第3号(第4条関係)

様式第4号 (第4条関係)

様式第5号 (第4条関係)

様式第6号 (第4条関係)

様式第7号 (第6条関係)

様式第8号 (第7条関係)

様式第9号 (第9条関係)

様式第10号 (第11条関係)